

業務用電化厨房契約(クック e プラス)

(オプション契約約款)

平成28年4月1日実施

北海道電力株式会社

1 対象となるお客さま

このオプション契約約款（以下「この約款」といいます。）は、電力契約標準約款（高圧）（平成28年4月1日実施。以下「標準約款」といいます。）の業務用電力またはオプション契約約款の業務用ウィークエンド電力もしくは業務用取引量別契約として電気の供給を受け、別表（適用対象機器類別）に定める適用対象機器類別に該当する電気厨房機器（以下「電化厨房機器」といいます。）を使用し、その総容量（出力）が原則として20キロワット以上の需要で、かつ、この約款実施の際現に変更前のオプション契約約款の業務用電化厨房契約（以下「旧オプション契約約款」といいます。）の適用を受けているお客さまを対象といたします。

2 約款の変更

- (1) 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後のオプション契約約款によります。
- (2) 当社は、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、変更された税率にもとづき、この約款を変更いたします。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のオプション契約約款によります。
- (3) お客さまが変更後のオプション契約約款による契約を希望されない場合は、標準約款42(需給契約の変更)または44(需給契約の廃止)により、この約款による契約を変更または廃止することができます。
- (4) この約款を変更する場合には、当社は、変更内容のみをお客さまにお知らせいたします。

3 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

(1) ピーク時間

冬期間（毎年11月の検針日から翌年の3月の検針日の前日までの期間といたします。）の毎日午後4時から午後6時までの時間をいいます。

(2) オフピーク時間

ピーク時間以外の時間をいいます。

4 料 金

各月の料金は、標準約款またはこの約款以外のオプション契約約款によって料金として算定された金額から、(1)によって算定された金額（以下「電化厨房割引額」といいます。）

を差し引いたものといたします。

(1) 電化厨房割引額

電化厨房割引額は、1月につき次のとおり算定いたします。

$$\text{電化厨房割引額} = (2)\text{の割引対象電力量} \times (3)\text{の割引単価}$$

(2) 割引対象電力量

割引対象電力量は、5(計量)により計量された電化厨房機器のオフピーク時間における使用電力量といたします。

なお、お客さまと当社との協議によって割引対象電力量の上限値を定めることがあります。

(3) 割引単価

割引単価は、次のとおりといたします。

割引対象電力量 1 キロワット時につき	4 円 3 2 銭
---------------------	-----------

5 計 量

- (1) 当社は、電化厨房機器の使用電力量(以下「電化厨房電力量」といいます。)を、その他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合、電化厨房機器は、専用の回路で施設していただきます。
- (2) 電化厨房電力量の計量は、標準約款22(使用電力量等の計量)に準じて行ないます。
- (3) 供給電圧と電化厨房電力量の計量電圧が異なる場合の取扱いは、標準約款附則3(供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い)に準じて行ないます。
- (4) 電化厨房電力量の計量は、特別の事情がない限り1計量をもって行ないます。

6 そ の 他

- (1) 当社は、必要に応じてお客さまから電化厨房機器に関する資料を提出していただきます。
- (2) お客さまが、電化厨房機器の内容の変更または取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。
- (3) この約款に定めのない規定については、標準約款、業務用ウイークエンド電力または業務用取引量別契約に定めるところによるものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この約款は、平成28年4月1日から実施いたします。

2 対象となるお客さまについての特別措置

この約款実施の際現に旧オプション契約約款により所定の申込書で申込みをしていただき当社との協議が整ったお客さまについては、1(対象となるお客さま)にかかわらず、この約款を適用いたします。

別 表（適用対象機器類別）

適用対象機器類別は、次のとおりといたします。ただし、この場合の機器の定格電圧は、200ボルト以上といたします。

電気レンジ、フライヤー、オーブン、グリドル、グリラー、スープケトル、ティルティン
グパン、炊飯器、蒸し器、ゆで麺器、電気湯沸器、その他加熱厨房機器